

伊勢原市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）の支給を行い、及び災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を行うことにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 本市域で発生した火災、風水害その他の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害をいう。
- (2) 市民 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳をいう。）に記載された者をいう。
- (3) 罹災者 災害により被害を受けた市民をいう。
- (4) 住家 現に居住に使用し、かつ、常時居住している建物をいう。

(災害の程度)

第3条 前条第1号の災害の程度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全焼、全壊、流失
 - ア 住家の延床面積の7割以上が焼失し、損壊し、又は流失したもの
 - イ アに該当しないが、その住家を改築しなければ居住できない状態のもの
 - (2) 半焼、半壊
住家の延床面積の2割以上7割未満が焼失し、又は損壊した場合で、その部分の修理を行うことによって、住家として使用できるもの
 - (3) 消火活動による水損
類焼は免れたが、火災の消火活動に伴い、住家内に多量の放水等を受け、半焼、半壊と同程度の被害を受けたもの
 - (4) 床上浸水
浸水がその住家の床上に達し、又は住家に土砂等がたい積し、一時的に使用できないもの
 - (5) 死亡
災害により死亡し、若しくは負傷した原因により死亡し、又は災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第4条の規定を準用し死亡と推定された者（以下「死亡と推定された者」という。）
 - (6) 重傷
災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者
- 2 前項第1号から第4号までの適用に当たり、住家が併用住宅の場合にあっては、居住の用に供する部分に被害が生じたものに限る。

(支給の対象)

第4条 弔慰金及び見舞金は、次の区分により支給する。

- (1) 住家の全焼、流失等損壊に関するもの
現にその住家に居住する世帯主又はこれに代わる者
 - (2) 死亡者及び死亡と推定された者
支給する遺族の範囲及び順位は、伊勢原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第31号。以下「条例」という。）第4条を準用する。
 - (3) 重傷者
本人
- 2 学生寮、会社の独身寮等に居住する者で、共同生活を営み、個人の独立性に欠けるものについては、その宿舍の全部をもって一世帯とみなす。

(弔慰金及び見舞金の種類及び額)

第5条 弔慰金の種類及び額は、別表第1のとおりとする。

2 見舞金の種類及び額は、別表第2のとおりとする。

(弔慰金及び見舞金の支給)

第6条 弔慰金及び見舞金は、災害発生後速やかに支給するものとする。

2 罹災者が、重傷に係る見舞金の支給を受けた後その支給事由である傷病に起因して死亡したときは、弔慰金として当該見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、弔慰金及び見舞金を支給しない。

(1) 罹災者が条例に基づく弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けるとき。

(2) 災害が罹災者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(雑則)

第8条 弔慰金及び見舞金の支給について、この要綱により難しいとき、又は適当でないときは、その都度市長が別に定める。

附 則 (昭和49年9月20日告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月25日告示第63号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日告示第93号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日告示第85号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日告示第116号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1（第5条関係）

弔慰金	死亡者	生計中心者	1人につき 300,000円
		その他の者	1人につき 150,000円

別表第2（第5条関係）

見舞金	区分	単身世帯	2～3人世帯	4～5人世帯	6人以上世帯
	全焼 全壊 流失	1世帯あたり 20,000円	1世帯あたり 30,000円	1世帯あたり 50,000円	1世帯あたり 70,000円
	半焼 半壊	1世帯あたり 10,000円	1世帯あたり 15,000円	1世帯あたり 20,000円	1世帯あたり 30,000円
	消火活動による水損	1世帯あたり 7,000円	1世帯あたり 10,000円	1世帯あたり 15,000円	1世帯あたり 20,000円
	床上浸水	1世帯あたり 5,000円			
	重傷者	1人につき 20,000円			